

村役人・小前共、印形難渋（なんじゅう）致す間敷事

一 御鷹場（おたかば）村々の儀は、前々より仰せ出され候通り

御用向き大切に相守り申すべき事

一 御拳場（こぶしば）は勿論、御捉飼場（とらえかいば）において鳥類殺生いたし候もの見付け候はば、郷中のもの搦め捕り、早々訴え出るべし、若し見聞き遁し候はば、村役人・小前共一同

越度（おっと）たるべき事

附り、鉄炮を打ち候はば猶更（なおさら）の儀、郷中より罷り出、

穿鑿を遂げ搦め捕り申すべき事

一 餌差（えさし）共参り宿をかり候はば、木銭・米代・人足かり候はば、御定めの賃銭を請け取り、若し疑敷（うたがわしく）存じ候はば鑑札改め、不審成るものには其の所に留め置き訴え出、鑑札これ無き餌差には宿・人足かし申す間敷候事

一 捨て馬仕らず、前々の通り相守り申すべく候、自然放し牛馬これ有らば、名主・組頭立ち会い養い置き、早速申し出るべき事

一 博奕筋の儀は別て百姓共の風俗を乱し、田畠の

耕し疎（おろそ）かに成り候基、終（つい）には喧嘩口論を仕出し、又は利慾に迷い、人情の本を失い、長脇差（ながわきざし）を帶し歩行、刃傷（にんじょう）にもおよび候様成り行き、其の身は勿論其の家をも潰し、次第に寄り候ては、親族のもの迄も路頭（ろとう）に迷い候もの出来、一村の難儀にも相成り候事に付、村中申し合い

嚴敷（きびしく）制すべし、幼年の子供等持ち遊びの慰めに、石又ハ土を以て焼く抔いたし候品にて、賭事（かけこと）真似（まね）いたすも博奕に類し候間、親々ハ勿論村役人共教諭致すべし、博奕

催し候を見付け訴え出、召し捕りに成り候ハ御褒美も下され候事

一 宿町村々の内、商人家に博奕道具売買いたし

候ものこれ有る由不届に付、風聞たり共訴え出るべき事

一 富突（とみつき）杯と名付け、博奕が間敷儀は勿論、福引（ふくとり）其の外品々名目（めいもく）を附け、富突興行いたし候

趣、右躰の儀は御法度に付、若し催し候ものこれ有らば早々訴え出るべし、催し候後にも急度吟味を遂げるべき事

催し候を見付け訴え出、召し捕りに成り候ハ御褒美も下され候事